平成２１年度　第１回北広島市地域公共交通活性化協議会議事録

日時：平成 22 年 3 月 18 日（木）
15 時 00 分～17 時 10 分
会場：ふれあい学習センター（ゆめプラザ）

協議会出席者：２４名

区　分	所　属　・　役　職	氏　名	代理出席者	出欠
関係機関及び団体に属する者	北広島市副市長	石井潤一郎		
	北広島市市民部長	安富　正史		
	北広島市建設部長	加戸　博史	山崎庶務課長	
	ジェイ・アール北海道バス株式会社取締役営業部長	古川　明男	山内営業課長	
	北海道中央バス株式会社大曲営業所所長	川口　　淳		
	広島交通株式会社代表取締役	森本　吉則		
	北海道開発局札幌開発建設部札幌道路事務所第１維持課長	本間　定男		
	北海道開発局札幌開発建設部千歳道路事務所維持課長	沼館　　聡		
	北海道札幌土木現業所千歳出張所所長	大坪　　寛		
	北海道運輸局札幌運輸支局首席運輸企画専門官	小林　　篤		
	北海道石狩支庁地域振興部地域政策課長	川島　尚樹		
	札幌方面厚別警察署北広島交番所長	大久保　悟		欠席
	北広島商工会副会長	冨田　辰夫		
	社会福祉法人北広島市社会福祉協議会会長	川島　光行		
	北広島市小中学校校長会（西の里小学校校長）	阿部　　徹		欠席
	北広島市ＰＴＡ連合会理事	古木　敏和		
	北広島市自治連合会会長（西の里連合町内会会長）	大川　壽雄		
	大曲地区連合町内会会長（市自治連合会副会長）	麻生　昌裕		
	西地区連合町内会会長（市自治連合会理事）	菊池　重敏		
	北広島団地自治連絡協議会（北広島団地第３住区自治連合会会長）	依田　　弘		
地域公共交通の利用者	公募委員	宇田川留美子		
	公募委員	小越　理子		
	公募委員	土屋　正紀		
	公募委員	成田　俊樹		
	公募委員	林　　茂		
学識経験者	札幌大学大学院経営学研究科・経営学部経営学科教授	千葉　博正		

１．開会

進行：北広島市　大野政策調整課長

２．副市長あいさつ

～石井副市長

３．出席者の紹介

～省略

４．地域交通システムの検討経過及び地域公共交通活性化・再生総合事業の概要について

○北海道運輸局札幌運輸支局　小林首席運輸企画専門官

日ごろから当支局の業務に対し、ご理解、ご協力を賜りお礼を申し上げます。

地域公共交通活性化・再生総合事業に関わる説明をさせていただきますので、宜しくお願いします。この制度は平成１９年１０月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき創設されております。この法律の趣旨は、近年、地域の公共交通の環境は非常に厳しい状況にあることから、高齢者を始め地域住民の自立した日常生活や社会生活を確保するなどの観点から、地域の多様なニーズに対応できる公共交通の構築に向けて、地域の主体的な取り組みを総合的に支援するというものであります。

具体的には、市町村、公共交通事業者、地元企業、住民などから構成する法定協議会が行う地域公共交通総合連携計画の策定、そして調査事業について、運輸局長が事業計画の認定を行った上で、国費による補助を行うという制度です。

予算額としては、案段階でありますが全国ベースで４０．２億円。

総合連携計画策定のための支援としては、定額となっており、原則としては市町村の持ち出しは無いものとなっております。ただし、これは初年度だけの扱いとなっており、留意事項としては、法定協議会が設置されていることが条件となります。

また、総合連携計画に基づく総合事業に対する補助ですが、連携計画と同様に総合事業の認定を受けていただく必要があります。補助概要については、総合事業計画に基づき実施する地域公共交通活性化のための実施事業を国が補助をするというものです。例えば、コミュニティバス、乗合バスの導入、路線バスの実証運行などが該当します。総合事業計画の支援概要は、補助対象経費の１／２、補助期間は３年間。留意事項としては、法定協議会によって総合連携計画の策定が終えていることが条件となっております。

補助金についてですが、国の予算の範囲以内で決定させていただくことになりますので、計画されている見込み額とは一致しないことありますので、予めご承知置き願いたい。

手続き等は、資料 P.3 のフローを見てください。

地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画認定申請の H22 年度については、３月２５日までに申請いただくことになります。その後、運輸局で審査の上、予定では４月上旬から中旬の間に認定される見込みとなっております。認定された場合、補助金の交付申請を行っていただきます。まだ国の予算が成立しておりませんので、予算成立が前提となりますが、交付決定は４月下旬から５月上旬と思われます。

交付決定がおりましたら、次に調査の実施と計画を策定いただくことになります。ただし、この間、事業評価を実施していただき、運輸局による助言を受けていただくことになります。

総合事業に関わる分については、後ほどお時間があるときに資料をご確認いただきたいと思います。参考までに、H21 年度北海道内の認定状況ですが、調査事業の認定は８地域、計画事業の認定は１７地域となっております。

以上、簡単ではございますが、制度に関わる説明を終了させていただきます。

議事事項（仮議長：北広島市　大野政策調整課長）

５．【議案第１号】協議会規約について

「北広島市地域公共交通活性化協議会規約」（資料 P.4 ）

■事務局から説明

～省略（資料に基づき説明）

■質疑、意見等

○委員Ａ

委員構成についてですが、運送事業者・旅客事業者の団体と運転者が組織する団体などからの参画が必要ではないかと思います。

資料の中で、コミュニティバス、乗合タクシーの検討について書かれております。

道路運送法にも地域公共交通会議について定められておりますが、そのような機能を持たせコミュニティバス等の事業を行うのであれば、委員の構成として不足していると思われます。H22 年度については問題ないと思いますが、今後、ご相談させていただきたいと思います。

○事務局

H22 年度６月に予定している第１回協議会の開催までに、ある程度の結論を出すようにしますので、その点も含めご承認いただきたい。

○委員Ｂ

第１条「・・作成に関する協議」、第３条「連携計画の策定及び変更の協議・・」には、すべて「協議」と書かれている。事務の目的に策定が入っていない。協議の中に策定が入っているのでしょうか。また、策定はしなくいいのでしょうか。それとも市長が策定するのでしょうか。

○事務局

「協議を行い策定する」とういうことになります。規約の表現としてはこのようになります。

■審議

異議等なく、承認となる。

６．【議案第２号】会長の選出について

「役員の選出について」（資料 P.8）

■事務局から説明

協議会規約第７条第１項により、会長を委員の互選で定めるため議案として提出します。

■質疑、意見等

（事務局一任の声あり）

（事務局一任で異議なしの声あり）

■審議

事務局一任として承認されたため、事務局から提案する。

〇事務局

会長につきましては、北広島市副市長　石井潤一郎にお願いしたい。

（異議なしの声あり）

異議等なく、承認となる。

〇会長（議長）

　協議会規約第８条、第９条により、副会長、監査委員を指名することになっておりますので、私の方からご指名させていただきます。

　副会長には、札幌大学　千葉博正教授、監査委員には、北広島商工会　冨田さん、北広島市自治連合会　大川さんにお願いしたいので、宜しくお願いします。

７．各種規程について（議案第３～８号　資料P.9～21）

■事務局から説明

～省略　（議案第３～８号まで、一括し説明を行う。）

【議案第３号】北広島市地域公共交通活性化協議会会議運営規程（資料P.9）

■質疑、意見等

なし。

■審議

異議等なく、承認となる。

【議案第４号】北広島市地域公共交通活性化協議会会議傍聴規程（資料P.11）

■質疑、意見等

なし。

■審議

異議等なく、承認となる。

【議案第５号】北広島市地域公共交通活性化協議会会議録等の公開に関する規程（資料P.15）

■質疑、意見等

〇委員Ｂ

公開する場所が協議会の事務局となっており、しかも公開を請求しなければならないことになっております。この協議会の取り組みは、地域住民の関わりや協力は不可欠であるため、この協議会の会議の内容はできる限り広く知ってもらうことが必要と考えます。文章の表現は構いませんが、積極的に市のホームページ、またはそこにリンクされた協議会のホームページなどで公開していく必要があると思います。

〇事務局

ホームページ等で公開することと併せて、市内の出張所等に資料を公開するように考えております。

■審議

異議等なく、承認となる。

【議案第６号】北広島市地域公共交通活性化協議会財務規程（資料P.17）

■質疑、意見等

なし。

■審議

異議等なく、承認となる。

【議案第７号】北広島市地域公共交通活性化協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（資料P. 19）

■質疑、意見等

なし。

■審議

異議等なく、承認となる。

【議案第８号】北広島市地域公共交通活性化協議会事務局規程（資料P. 20）

■質疑、意見等

なし。

■審議

異議等なく、承認となる。

８．地域公共交通活性化・再生総合事業について（資料P.22～29）

■事務局から説明

省略～　（議案第９～１０号まで、一括し説明を行う。）

【議案第９号】地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画認定申請について（資料P.22）

■質疑、意見等

○委員Ｂ

P.26スケジュールですが、試験運行による調査として、９月～１１月で予定されておりますが、１２月の冬季間などの運行も視野に入れなければ実質的な検証はできないのではと考えますので、その点も踏まえて計画した方が良いと思います。

○事務局

９月～１１月ということで表示しておりますが、９月～１０月に準備・市民への告知等の期間とし、１１月に２週間程度の試験運行を行う予定としております。冬季間に行うというのも考えられますが、計画策定のスケジュールから冬季間の試験運行は厳しい状況です。また、今回の計画に反映させるのかという検証のための試験運行とするという側面もあり、Ｈ２３年度以降の本格的な実証運行に進むという前提があることを、ご理解いただきたいと思います。

○副会長

先ず全体的な流れを皆さんにご理解を深めていただかなければならないと思います。P.3に執行フローがありますが、大きく２つの段階があることを理解いただきたいと存じます。

先ず、計画を策定する段階。そして、計画を立てた後、実用化するために、実際に３年かけて調査を行います。最初は当初計画に基づき調査を行い、その後自己評価を行い、さらに手直しして２年目を行い、再度自己評価を行う。そして再度手直しし３年目を行います。段階的に改善をしながら進めていくのです。

今回について考えてみますと、この３月に協議会が設置されました。その後、調査、分析等を行いますので、極めて厳しい時間制限の中で計画づくりを進めていかなければならないのです。その計画を立てるための試験運行というのは、アウトライン、ベースとする考えが、はたして良いのかということを検証するための実験運行であると考えていただきたいと思います。例えばコミュニティバスのようなものを考えた場合、それを実際にやってみて、その反応はどうなのかということを確認する必要があるのです。手間暇がかかる作業が今後出てくるとお考えいただきたい。

■審議
異議等なく、承認となる。

【議案第１０号】総合連携計画策定に係る業務委託について（資料 P.28）

■質疑、意見等
○委員Ｂ
策定業務の委託になっているのですが、策定業務を委託してしまって良いのでしょうか。策定するのは協議会ではないのでしょうか。計画（案）の策定を委託するのではないでしょうか。

○事務局
調査を含めて大まかな原原案を策定するということです。

○委員Ｂ
ここでは“計画策定業務委託”になっているので、ここの表現は“計画（案）策定業務委託”とすべきではないでしょうか。

○事務局
通常、このような業務は実際の計画づくりは協議会で行っていただき、その作業をアシストするという形で委託を行うものです。私どもが行う委託については、通常、このように“策定業務委託”といった名称とさせていただいており、紙資料としての計画書の作成も含めておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○委員Ｂ
“策定”という表現が２つ出てきて、その意味に違いがあるという点について問題があるように感じます。実態としては区別されるということであれば構わないのですが、理解しづらいと思います。

○副会長
策定するために様々な業務があるわけで、それらの業務を委託するということです。原案を策定、調査など一連で必要となる業務を委託するとお考えいただきたいと思います。

○委員Ｂ
企画提案書の内容が分からないのですが、これはどの程度のものを要求するとお考えなのでしょうか。普通プロポーザルで行おうとした場合、ほぼ概要を明らかにして行う内容だと思います。そうだとすると、募集期間が短すぎると思いますので、どういう内容を想定され

ているのかをお聞きしたい。

○事務局

認定申請の「３．調査の内容（P.25）」で記載している内容を基に、細かく整理した上で提示しようと考えております。

○委員Ｂ

企画提案書には、計画の策定に係るやり方の提案を求めるのでしょうか。調査等をどのようにやるのか等について求めるのでしょうか。或いは、計画自体の提案を受けるということでしょうか。

○副会長

一般的な考えについてご説明したいと思います。先ず入札にあたっては資格要件のチェックというものがあります。工事関係ですと、その公示内容が決まっている状況となっており、公示に関わるチェックを行います。

ところが今回の場合、期間が非常に限られており、業務の作業プロセスもタイトに組まなければなりません。早めに業務に着手しなければならないわけです。そこで先ず、計画案を立案するのに十分な資質、能力があるのかという点をチェックする必要があります。企画提案とあるのは、北広島の概要、交通、まちづくりに関する取組等の知見が得られているのかということ、或いは、これらのことを踏まえて交通手段を立案できるような業績があるのか、といった点についてチェックすることになると思います。実はこのような交通システムに関する立案ができるのは、あまり多くないのです。

○事務局

認定申請の「３．調査の内容（P.25）」にある、現況交通実態調査、利用者ニーズ把握調査、試験運行による調査、地域公共交通総合連携計画素案作成について、それぞれの業者から企画提案等を行っていただくと考えております。また、公示期間については、短いという議論もあろうとは思いますが、全体的なスケジュールの都合もあり、この程度の期間で想定しております。

○会長

業者等には、これらの公示期間で企画提案が可能かは確認しているのでしょうか。

○事務局

具体的に２週間、３週間ということは確認しておりませんが、短期間で行う旨、状況を伝えております。タイトなスケジュールですので、こちらからお願いするしかないと考えております。

○委員Ｃ
　北海道には何社かしかいないとありました。その発注を受ける能力が業者にあるかが問題です。期間は無いかもしれませんが、会社の能力にも関わってくると思います。

○委員Ｂ
　私が仮にプロポーザルに参加したいと考えた場合、何を企画すべきか、どこまで提案したら良いか迷います。

○事務局
　ここでは大まか部分を出させていただておりますが、このほかに細かな点について仕様書を作成する必要があると考えております。その部分については、今後、選定委員の方にお示しした中で、仕様を作成したいと考えております。

○委員Ｂ
　細かな点については提示いただけるということでしょうか。

○事務局
　この後でご審議いただく予定ですが、資料 P.30 にあるプロポーザルのための選定委員に対して、仕様等をお示ししたいと考えております。

○委員Ｄ
　今回の認定申請の中にある、P.24「２．地域公共交通総合連携計画策定調査の必要性」のところですが、交通空白地域の解消、また、その方々の通勤・通学という点などとなっております。例えば自家用車などの通勤を減らすということであれば、環境問題、CO2 削減など、このあたりについては当然、視野に入ってくると考えてよろしいのでしょうか。

○事務局
　ご意見をいただいた点も付記するようにしたいと考えます。

■審議
異議等なく、承認となる。

９．その他

【その他（１）】総合連携計画策定業務委託選定委員会委員の指名について（資料 P.30）

〇会長

総合連携計画策定業務委託については選定委員会を設置し、選定委員については会長が指名することになっていることですので、ここで指名します。

選定委員には、商工会の冨田さん、社会福祉協議会の川島さん、自治連合会の大川さん、公募委員の宇田川さん、同じく公募委員の土屋さん、市から市民部長と建設部長、以上７名にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

■審議

異議等なく、承認となる。

【その他（２）】協議会事業のスケジュールについて（資料 P.31）

■事務局から説明

資料 P.31

認定申請の締め切りが３月２５日となっております。また、次回の協議会は６月を予定させていただいております。また選定委員会については、４月初めに改めてご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

■質疑、意見等

なし。

【その他、意見等について】

〇会長

本日の審議事項はこれで終わりますが、全体を通して何かご意見があれば承ります。

〇委員Ｅ

お願いですが、交通の便が悪くて免許を持たない私としては、協議会の開催場所がゆめプラザというのが大変厳しい状況です。できるのであれば花ホール、市役所などを検討いただきたいと思います。

○会長

市内全域で委員が参加しております。また市外からも参加していただいておりますが事務局から説明はありますか。

○事務局

お気持ちは大変分かりますが、全市的な観点から地域公共交通を考えますと、委員の方にも公共交通の実態がどうなのかを知っていただきたいと考えております。

基本的には市役所周辺で検討させていただきますが、たまには場所を変えて西の里にするなど検討していきたいと考えております。なるべく委員の方に迷惑をかけないように、バスに乗っていただけるように調整していきたいと思います。

○委員Ｂ

スケジュールのことですが、６月にある事業計画等の決定というのは、公募の事業者の決定ですね。その他には何かありますでしょうか。

○事務局

Ｈ２２年度の大まかな事業計画と予算の関係を改めてお示したいと考えております。

○会長

次の協議会の開催時期は。

○事務局

６月で調整したいと考えておりますが議会等が入る時期ですので、委員の方との調整を行ったうえで調整させていただきたい。

○会長

その他無ければこれで第１回協議会を終了したいと思います。

本日はご多忙のところご参集いただき有難うございました。

終了　１７：１０